

野洲市子育て支援会議規則の改正について

1. 改正の目的

令和7年度第2回野洲子育て支援会議で報告しましたとおり、野洲市子育て支援会議を児童福祉法の規定に基づく児童福祉審議会に位置付けるよう条例を改正しました。

このことから、市が認可を行った小規模保育事業所等において児童虐待が発生した場合は、市はその措置等について子育て支援会議に報告等を行うこととなります。

しかしながら、その報告・審議等の内容が非常にセンシティブなものになることも想定されるため、専門的知見を有する一部の委員で構成する部会を臨時的に設置し、その部会において報告等を行った後、全委員にはセンシティブな内容を除き報告できる体制とするために規則改正を行うものです。

2. 改正の内容

野洲市子育て支援会議規則（平成25年野洲市規則第24号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第1条・第2条 【略】 （会議） 第3条 子育て支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。 2～4 【略】 （改正後に新設） 第4条 【略】 第5条 【略】	第1条・第2条 【略】 （会議） 第3条 子育て支援会議の会議（以下 <u>この条において</u> 「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。 2～4 【略】 <u>（部会）</u> <u>第4条 子育て支援会議は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。</u> <u>2 部会に属する委員は、会長が指名する。</u> <u>3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。</u> <u>4 部会長は、部会の事務を総理する。</u> <u>5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代理する。</u> 第5条 【略】 第6条 【略】

付 則

この規則は、公布の日から施行する。